相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡上里町大字神保原町一三二九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内田　良久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

事務所埼玉県さいたま市南区別所三丁目一三番二二号三〇六　相続財産管理人　弁護士　関口　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市志多見一四六〇番地、最後の住所埼玉県加須市大字南大桑七一七番地一　被相続人　亡　山﨑　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

事務所埼玉県さいたま市南区別所三丁目一三番二二号三〇六　相続財産管理人　弁護士　関口　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区町屋三丁目一六番、最後の住所神奈川県相模原市緑区町屋三丁目一六番二六号　被相続人　亡　畑中　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

神奈川県相模原市中央区富士見六丁目六番一号大賀ビル二階弁護士法人相模原法律事務所裁判所前主事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　信吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳珠郡能登町字小木一五字一〇番地、最後の住所石川県金沢市北安江四丁目二五番一一号　被相続人　亡　杉本　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

事務所石川県金沢市橋場町六番一七号弁護士法人あさひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山岸　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市相木町六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

事務所石川県金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門三〇三号　相続財産管理人　弁護士　向峠　仁志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市桃山町六七番地一七、最後の住所静岡県熱海市西熱海町一丁目二〇番一号テンダーファイブ熱海　被相続人　亡　杉山　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

静岡県沼津市吉田町二八番地一五芹澤ビル一階　相続財産管理人　弁護士　出田　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市中河町三九七番地二、最後の住所静岡県島田市中河町三二六番地の一特別養護老人ホームあすか　被相続人　亡　杉岡みや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

静岡市葵区伝馬町八番地の六トップセンタービル一二階　相続財産管理人　弁護士　増田　堯

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市甲賀町油日五六九、五七〇番地七、最後の住所滋賀県甲賀市甲賀町油日五六九・五七〇番地七　被相続人　亡　冨山　真樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

事務所滋賀県大津市京町二丁目一番一八号　相続財産管理人　弁護士　平井　建志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区矢部町九一番地一、最後の住所堺市堺区北清水町二丁四番一号　堺近森病院　被相続人　亡　金剛瀬信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡大淀町大字増口四二四番地、最後の住所奈良県吉野郡大淀町大字北野三四番地の一二　被相続人　亡　東　俊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階　相続財産管理人弁護士　長澤　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字西田町二二番地、最後の住所山口県防府市酢貝一番一九号河村アパート一〇二　被相続人　亡　淺海　豊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

山口県山口市阿東徳佐下一〇八五番地　相続財産管理人　彌政　忠文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市桜畠二丁目二二六三番地、最後の住所山口県山口市黒川一四五四番地　被相続人　亡　久保　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

山口県山口市中尾五四四番地三　相続財産管理人　河内　万充

第16期決算公告

平成23年9月30日　東京都文京区湯島3丁目31番3号

株式会社ジェイメック

代表取締役社長　西村　浩之

貸借対照表の要旨　（平成23年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,867,718	流動負債	392,145
固定資産	211,028	固定負債	111,413
		株主資本	1,581,241
		資本金	337,802
		資本剰余金	311,442
		資本準備金	311,442
		利益剰余金	931,996
		利益準備金	35,415
		その他利益剰余金	896,581
		（うち当期純利益）	(144,438)
		評価・換算差額等	△6,052
		その他有価証券評価差額金	△6,052
資産合計	2,078,746	負債・純資産合計	2,078,746